

平成二十四年九月定例会

悪臭問題特別委員長 中間報告

平成二十四年九月二十八日

悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における調査及び活動等の概要につきましては、例年、三月定例会においてご報告しているところでありますが、本日は、今年度の上半期における主だった活動内容と、「地方自治法第百条の二に基づき、専門的知見から助言を得るための調査」を、先の三月定例会で議決いただき、七月十九・二十日にその調査を実施し、八月三十一日に調査報告書が提出されたことなどから、中間報告として、あわせてご報告申し上げます。

先に、主だった活動内容についてであります。五月十七・十八日に、委員一同と市当局に同行いただき、

堆肥製造を行っている、長野県松本市のしが四賀有機セン

ターと、もてぎまち栃木県茂木町の有機物リサイクルセンター

「みどり美土里館」へ行政視察に伺いました。本市の悪臭問

題の解決に向け、知識を深めようと実施したものです

が、この両施設は、堆肥製造工程において、自動攪拌装置を導入し、高いレベルで臭気対策がなされている施設であり、本市の原因事業所の悪臭対策でも効果が期待できる装置として改めて考えさせられたことなど、たいへん有意義なものとなりました。

特に、松本市の四賀有機センターにおいては、施設運営を請け負っているコンサルタント業者の方に、臭気対策や堆肥製造について、懇切丁寧な説明をいただきました。

そのようなご縁もあり、本市の堆肥製造事業所についても、専門的な立場で調査・検証し、ご指導をいただけないか、相談するに至りました。

六月定例会の委員会では、その調査の具体的な実施時期などについて、協議いたしました。

早い段階での調査の受け入れについて、堆肥製造事業所に申し入れを行ったところですが、なかなか決定までには至りませんでした。その後、調査日時について、堆肥製造事業所、コンサルタント業者と調整し、

先に申し上げた、七月十九・二十日に実施する運びとなりました。

この調査の実施を受け、八月三十一日に、本市議会に対し、業務委託先である、「株式会社オー・エー・ピー」より調査報告書が提出され、先ごろ、今定例会会期中である九月十四日に全員協議会を開催し、代表取締役

ふかさわ やすのり
深澤 賢教 氏より、詳細な報告をいただきました。

調査項目は、大きく分けて二つあり、一つ目は、堆肥製造事業所の堆肥製造に関するもの、二つ目は、堆肥製造事業所の臭気対策に関するもの、ということとで、報告がまとめられました。

ここで、調査報告の要点について、申し上げます。

「堆肥製造技術上、もっとも重要な原料調整における水分や比重について十分な認識が欠けており、好気性発酵が維持できずに、臭気を発生させてしまってい

ること。」

「臭気対策面では、広大な建屋全体を脱臭するには無理があること。」

「臭気対策の基本として、発生した多量の臭気の処理ではなく、臭気を発生させない堆肥製造工程の改善が優先されるべきであること。」が、指摘されました。

これらのことは、市当局が、「におい・かおり環境協会」へ依頼している、原因事業所に対する行政指導支援業務の報告内容と一致しており、この度、本市議会が実施した調査によって、その検証ができたことは、大きな成果と認識しております。

今後は、この調査報告を、悪臭問題の早期解決に向けた、より具体的な監督・指導へ導くため、検討をいたします。

一方、養豚事業所については、現在、本年三月に提出された改善計画書に基づき、豚の減産を進めているところでありますが、減産に伴う臭気総量の減少の効

果があらわれるのは、これからになりますので、引き続き監視し、検証してまいります。

以上、今年度上半期における、当委員会における調査及び活動等の内容を申し上げます。

結びに、今後とも、市・県当局や南原地区自然環境保全推進協議会と連携を図りながら、悪臭問題の早期解決に向け、委員一同、引き続き努力していくことを申し上げます。